

キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）対象

キャリア・コンサルタント能力評価試験の
指定を希望される方へ

(試験機関向けパンフレット)

厚生労働省

平成 22 年 1 月

目 次

1	はじめに	p 1
2	助成対象となるキャリア・コンサルタント能力評価試験 の指定について	p 1
3	指定基準について	p 2
4	指定手続について	p 19
5	厚生労働省が実施する調査に対する協力について	p 25
	(参考) キャリア形成促進助成金の概要について	p 25

1 はじめに

厚生労働省では、労働者個人の主体的なキャリア形成や求人と求職の効果的なマッチングを支援するため、キャリア・コンサルティングを担う人材（キャリア・コンサルタント）の養成を推進しています。このパンフレットは、「キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）」の対象として、キャリア・コンサルタント能力評価試験の指定を希望される試験機関の方に、試験の指定手続と指定後の必要事項などについてご案内するものです。指定を希望される方は、この内容をよくお読みいただき、必要な手続を行ってください。

問 い 合 わ せ 先

◎ 試験の指定に係る手続について（指定希望に関する書類の提出先）

キャリア・コンサルタント全般について

平成 18 年度より、平成 17 年度の「キャリア・コンサルティング研究会」報告書を受け、本能力評価試験の指定基準及び指定手続を制定しております。

手続にご不明な点等がありましたら、下記までご連絡ください。

厚生労働省 職業能力開発局 育成支援課 キャリア形成支援室

住 所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電 話 03（5253）1111 内線 5937

◎ キャリア形成促進助成金の制度について

厚生労働省 職業能力開発局 育成支援課

住 所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電 話 03（5253）1111 内線 5938

2 助成対象となるキャリア・コンサルタント能力評価試験の指定について

キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）の対象となるキャリア・コンサルタント能力評価試験の指定に当たっては、指定を希望する試験機関から「キャリア・コンサルタント能力評価試験の指定手続」（『4 指定手続について』を参照。）の1(1)に掲げる書類を提出していただき、その内容が「キャリア・コンサルタント能力評価試験の指定基準」（『3 指定基準について』を参照。）を満たすと判断されるものについて、当該試験を助成金の支給対象として指定します。

3 指定基準について

キャリア・コンサルタント能力評価試験として満たすべき基準については以下のとおりです。
(ゴシック体部分及び別表が指定基準です。括弧で記載された内容は、当該基準についての説明や留意点を記したものです。)

【キャリア・コンサルタント能力評価試験の指定基準】

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第125条第3項第1号口の規定に基づく厚生労働大臣が定める職業能力検定（平成13年厚生労働省告示第319号）第3号の規定に基づき、キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）の対象となる厚生労働省職業能力開発局長（以下「職業能力開発局長」という。）が定める職業能力検定のうち、キャリア・コンサルタント能力評価試験（以下「能力評価試験」という。）を指定するに当たり、指定基準は次のとおりとする。

1 能力評価試験業務の実施体制に係る要件

能力評価試験を実施する機関（以下「試験機関」という。）が、次の(1)から(11)までに掲げる要件すべてを満たすこと。

(1) 能力評価試験に係る組織体制及び責任体制

- 一 能力評価試験を適切に実施するために能力評価試験業務全般を統括する者（以下「統括責任者」という。）を置くとともに、統括責任者のもとに必要な組織を整備し、各組織の業務の範囲及び能力評価試験運営に対する責任を明確にするとともに、必要に応じて業務の運営責任者を置くこと。
- 二 法人格を有すること、能力評価試験業務の実績を1年以上有すること等、当該能力評価試験業務について一定の水準を保ちつつ継続的に運営する能力を有すること。
- 三 以下に掲げる要件のいずれにも該当しないものであること。
 - イ 指定希望の提出日から起算して3年前から指定希望の提出日までの間において国の助成金制度（雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づくものに限る。）に関して不正を行ったことがあること。

「不正」の例

- ① 国の助成金制度に関して不正受給を行ったとき。
- ② 国の助成金制度に関して虚偽の申請を行ったとき。

- ロ 指定希望の提出日から起算して3年前から指定希望の提出日までの間において国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分等を受けたことがあること。
- ハ 法人の役員（業務を遂行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）の中に、イ若しくはロに該当する法人の役員又は役員であった者（イ若しくはロに該当する行為があった時点において当該法人の役員であった者に限る。）がいること。

ニ イからハに掲げるものの他試験機関として著しく不相当と認めるに足りる相当の理由があること。

「著しく不相当」の例

- ① 過去3年以内において国の助成金制度(雇用保険二事業に係るものに限る。)等に関して何らかの不誠実な行為を行ったとき又はそのおそれがあるとき。
- ② 厚生労働省、都道府県労働局、公共職業安定所、労働基準監督署、独立行政法人雇用・能力開発機構等によるこの指定基準、各種法令等に基づく指示、命令に正当な理由なく従わないとき。
- ③ 試験機関又はその役員が社会的信用を著しく損なったとき。

(2) 施設・設備等

能力評価試験を滞りなく遂行するに足りる施設・設備、人的体制を確保していること。

(3) 審査等に当たる者の選任

能力評価試験問題の作成、採点基準の設定、学科試験(論述式等)の採点、実技試験の審査、可否の判定等に当たる者(以下あわせて「審査等に当たる者」という。)については、次の一から三のとおり選任を行うこと。

- 一 別表1「能力評価試験に係る能力基準項目」における各分野について、適切な専門的知識及びスキル、実務経験を有する者を選任すること。
- 二 別表1における項目全体を網羅できる体制を確保するとともに、複数人の体制をとること等により客観性・公平性を確保すること。
- 三 実技試験の審査者の選任にあたっては、少なくとも3年以上を目安として、豊富なカウンセリング経験を持つ者を選任すること。

・審査等に当たる者の選任にあたっては、別表1の全分野を網羅できる体制を確保するため、以下i～viiに該当する適切な専門的知識及びスキル、実務経験を有する者を選任してください。ただし、1人が複数の専門分野を兼ねても差し支えありません。

- i 人事労務(人事労務部門経験者、福利厚生部門経験者、学識者等)
- ii 労働・社会福祉関連法制(弁護士、社会保険労務士等の有資格者、職業紹介機関経験者、医療・社会福祉法制有識者、学識者等)
- iii 社会・経済・経営関連(経営経験者、経営コンサルタント、中小企業診断士等の有資格者、学識者等)
- iv 心理・教育関連(教育機関・職業訓練機関経験者、進路指導経験者、学識者等)
- v 労働・安全・衛生(産業医、安全管理者、衛生管理者等の有資格者、学識者等)
- vi 医療・福祉関連(精神科医、精神保健福祉士、社会福祉士、社会福祉主事、看護師、保健師等の有資格者、学識者等)
- vii カウンセリング実務(臨床心理士、認定心理士、産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント、学識者等)

・幅広い観点から能力評価試験を実施するために、審査等に当たる者の選任については、学識者と実務家の適正なバランスを考慮してください。

(4) 能力評価試験業務の監査

- 一 能力評価試験業務が適正に行われるよう、その運営状況を監査する体制を整えること。